

鹿島区にお住まいの皆様へ

鹿島区の方も 第5次追補等を踏まえ 追加で賠償される場合が あります

手続費用
無料

文部科学省ADRセンターでは
東電福島原発事故による損害賠償について
中立・公正な立場から
話し合いによる解決の仲介をします。

南相馬市鹿島区健康診断会場
(**鹿島保健センター**)に下記の日程で
出張窓口を開設します。

出張窓口では弁護士等の専門家から
ADRの申立てや手続等について
個別に話を聞くことができます。



●:開設日(受付時間 8:30から14:30まで)

2025年
(令和7年)
7月

日	月	火	水	木	金	土
		1●	2	3●	4●	5
6	7●	8●				



文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

☎ 0120-377-155 平日10時~17時

平日昼間には時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口 をご利用ください

2026年3月までの
奇数月 第1水曜日

7月は2日(水)
16~20時

偶数月 第1土曜日

8月は2日(土)
13~17時

対面
(福島事務所へ来所)
*郡山駅徒歩5分



予約
優先制

避難先や ご自宅からも
利用できます



電話 オンライン(Zoom会議)

完全予約制
(先着順)

詳しい
予約方法等は
こちらから



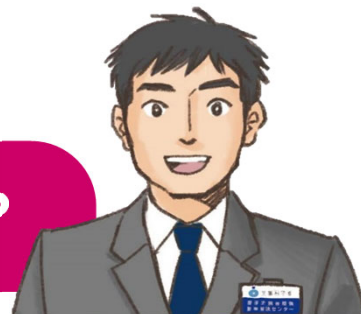
ご予約は電話で

024-941-0164

予約電話受付
平日10時~16時

個別の事情に基づいて 慰謝料が増額されたり
支出した費用が賠償される可能性があります

このような ご事情はありませんか？



■申立人：

原発事故当時、福島県外に住居があったが、南相馬市が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に里帰り出産のため子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた方

■ポイント：

南相馬市が住民に一時避難を要請した区域に里帰りして出産した事案で、第五次追補の妊娠中増額30万円（一時金）が認められた。

■和解内容：

日常生活阻害慰謝料合計22万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計6万円（平成23年3月及び4月分）、原発事故当時に妊娠中であったことにより30万円（一時金）の賠償が認められるなどした。

和解合計金額 117万円（ただし、既払金を除く）
令和6年3月19日成立 公表番号2053



■申立人：

南相馬市が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた母及び原発事故時未就学の子2名

■ポイント：

平成23年3月に亡父と共に福島県外に避難し、同年5月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成24年秋まで避難生活を継続したという経過が考慮された。

■和解内容：

①申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成23年5月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額3万円）の賠償を認めるとともに、②申立人母に対し、同年5月から平成24年8月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした。

和解合計金額 67万円 令和6年9月6日成立 公表番号2106



ADRセンター相双支所（南相馬市役所 北庁舎2階）の
窓口でも受け付けています。

※予約不要 平日9時～17時

この2階です



ADRセンターのコールセンター（0120-377-155）に
お電話いただければ、申立ての仕方などを説明いたします。